

札幌市証明等手数料条例の一部を改正する条例案  
令和3年(2021年)11月26日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市証明等手数料条例の一部を改正する条例

札幌市証明等手数料条例(昭和21年条例第15号)の一部を次のように改正する。

- (1) 別表33の3の項第1号及び第2号中「第5条第1項から第3項まで」を「第5条第1項から第5項まで」に改め、同項第3号から第5号までの規定中「第9条第1項」の次に「又は第3項」を加え、同項中

「			
(6)	法第10条の規定による計画の認定に基づく 地位の承継の承認の申請	1件	1,300円
」			

を

「			
(6)	法第10条の規定による計画の認定に基づく 地位の承継の承認の申請	1件	1,300円
(7)	法第18条の規定に基づく容積率の特例に関する許可の申請	1件	160,000円
」			

に改める。

- (2) 別表付表3の項中「申請」を「認定申請」に、「申請の総数」を「認定申請の総数」に、「端数を」を「端数が」に改め、同項第1号中「法第6条第1項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関(以下「登録住宅性能評価機関」という。)による審査を受けた」を「住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第6条の2第5項の規定が適用され

る申請（次項並びに別表付表5の項及び5の2の項において「特例申請」という。）である」に改め、同号ア中「申請」を「認定申請」に、「7,800円」を「13,000円」に改め、同号イ中「申請」を「認定申請」に、「15,000円」を「24,000円」に改め、同号ウ中「申請」を「認定申請」に、「26,000円」を「38,000円」に改め、同号エ中「申請」を「認定申請」に、「3,000平方メートル」を「2,500平方メートル」に、「36,000円」を「62,000円」に改め、同号オ中「申請」を「認定申請」に、「3,000平方メートル」を「2,500平方メートル」に、「66,000円」を「98,000円」に改め、同号カ中「申請」を「認定申請」に、「112,000円」を「149,000円」に改め、同号キ中「申請」を「認定申請」に、「184,000円」を「252,000円」に改め、同号ク中「申請」を「認定申請」に、「226,000円」を「318,000円」に改め、同号ケ中「申請」を「認定申請」に、「240,000円」を「361,000円」に改め、同項第2号を削り、同項第3号中「前2号」を「前号」に改め、同号ア中「申請」を「認定申請」に、「51,000円」を「46,000円」に改め、同号イ中「申請」を「認定申請」に、「120,000円」を「107,000円」に改め、同号ウ中「申請」を「認定申請」に、「192,000円」を「170,000円」に改め、同号エ中「申請」を「認定申請」に、「3,000平方メートル」を「2,500平方メートル」に、「377,000円」を「333,000円」に改め、同号オ中「申請」を「認定申請」に、「3,000平方メートル」を「2,500平方メートル」に、「674,000円」を「595,000円」に改め、同号カ中「申請」を「認定申請」に、「1,157,000円」を「1,021,000円」に改め、同号キ中「申請」を「認定申請」に、「2,140,000円」を「1,888,000円」に改め、同号ク中「申請」を「認定申請」に、「3,056,000円」を「2,697,000円」に改め、同号ケ中「申請」を「認定申請」に、「3,744,000円」を「3,303,000円」に改め、同号を同項第2号とし、同表3の2の項中「申請」を「認定申請」に、「申請の総数」を「認定申請の総数」に、「端数を」を「端数が」に改め、同項第1号を次のように改める。

(1) 特例申請である場合 前項第1号の規定に準じて算定した額

- (3) 別表付表3の2の項第2号ア中「申請」を「認定申請」に、「64,000円」を「62,000円」に改め、同号イ中「申請」を「認定申請」に、「152,000円」を「148,000円」に改め、同号ウ中「申請」を「認定申請」に、「242,000円」

を「235,000円」に改め、同号エ中「申請」を「認定申請」に、「3,000平方メートル」を「2,500平方メートル」に、「483,000円」を「469,000円」に改め、同号オ中「申請」を「認定申請」に、「3,000平方メートル」を「2,500平方メートル」に、「863,000円」を「843,000円」に改め、同号カ中「申請」を「認定申請」に、「1,482,000円」を「1,458,000円」に改め、同号キ中「申請」を「認定申請」に、「2,750,000円」を「2,706,000円」に改め、同号ク中「申請」を「認定申請」に、「3,945,000円」を「3,886,000円」に改め、同号ケ中「申請」を「認定申請」に、「4,848,000円」を「4,774,000円」に改め、同表5の項中「申請」を「認定申請」に、「申請の総数」を「認定申請の総数」に、「端数を」を「端数が」に改め、同項第1号中「法第6条第1項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ登録住宅性能評価機関による審査を受けた」を「特例申請である」に改め、同号ア中「申請」を「認定申請」に、「3,900円」を「6,500円」に改め、同号イ中「申請」を「認定申請」に、「7,500円」を「12,000円」に改め、同号ウ中「申請」を「認定申請」に、「13,000円」を「19,000円」に改め、同号エ中「申請」を「認定申請」に、「3,000平方メートル」を「2,500平方メートル」に、「18,000円」を「31,000円」に改め、同号オ中「申請」を「認定申請」に、「3,000平方メートル」を「2,500平方メートル」に、「33,000円」を「49,000円」に改め、同号カ中「申請」を「認定申請」に、「56,000円」を「74,500円」に改め、同号キ中「申請」を「認定申請」に、「92,000円」を「126,000円」に改め、同号ク中「申請」を「認定申請」に、「113,000円」を「159,000円」に改め、同号ケ中「申請」を「認定申請」に、「120,000円」を「180,500円」に改め、同項第2号を削り、同項第3号中「前2号」を「前号」に改め、同号ア中「申請」を「認定申請」に、「25,500円」を「23,000円」に改め、同号イ中「申請」を「認定申請」に、「60,000円」を「53,500円」に改め、同号ウ中「申請」を「認定申請」に、「96,000円」を「85,000円」に改め、同号エ中「申請」を「認定申請」に、「3,000平方メートル」を「2,500平方メートル」に、「188,500円」を「166,500円」に改め、同号オ中「申請」を「認定申請」に、「3,000平方メートル」を「2,500平方メートル」に、「337,000円」を「297,500円」に改め、同号カ中「申請」を「認定

申請」に、「578,500円」を「510,500円」に改め、同号キ中「申請」を「認定申請」に、「1,070,000円」を「944,000円」に改め、同号ク中「申請」を「認定申請」に、「1,528,000円」を「1,348,500円」に改め、同号ケ中「申請」を「認定申請」に、「1,872,000円」を「1,651,500円」に改め、同号を同項第2号とし、同表5の2の項中「申請」を「認定申請」に、「申請の総数」を「認定申請の総数」に、「端数を」を「端数が」に改め、同項第1号を次のように改める。

(1) 特例申請である場合又は法第2条第4項に規定する長期使用構造等に変更のない場合 前項第1号の規定に準じて算定した額

(4) 別表付表5の2の項第2号ア中「申請」を「認定申請」に、「32,000円」を「31,000円」に改め、同号イ中「申請」を「認定申請」に、「76,000円」を「74,000円」に改め、同号ウ中「申請」を「認定申請」に、「121,000円」を「117,500円」に改め、同号エ中「申請」を「認定申請」に、「3,000平方メートル」を「2,500平方メートル」に、「241,500円」を「234,500円」に改め、同号オ中「申請」を「認定申請」に、「3,000平方メートル」を「2,500平方メートル」に、「431,500円」を「421,500円」に改め、同号カ中「申請」を「認定申請」に、「741,000円」を「729,000円」に改め、同号キ中「申請」を「認定申請」に、「1,375,000円」を「1,353,000円」に改め、同号ク中「申請」を「認定申請」に、「1,972,500円」を「1,943,000円」に改め、同号ケ中「申請」を「認定申請」に、「2,424,000円」を「2,387,000円」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和4年2月20日から施行する。
- 2 改正後の別表付表3の項（同表4の項において同表3の項の規定に準じて算定する場合を含む。）、3の2の項（同表4の項において同表3の2の項の規定に準じて算定する場合を含む。）、5の項（同表6の項において同表5の項の規定に準じて算定する場合を含む。）及び5の2の項（同表6の項において同表5の2の項の規定に準じて算定する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

(理 由)

長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部改正により、長期優良住宅建築等計画の認定等の手続が変更されたこと等に伴い、手数料の徴収の区分を変更するとともに、当該認定等の事務に係る手数料を適正な額に改定する等のため、本案を提出する。